

資料5

獣医学教育の改善・充実に関する
調査研究協力者会議（第11回）

H23.3.7

分野別第三者評価 関係資料

資料5-① 分野別第三者評価についての過去の中教審答申（抜粋） ······ 1

資料5-② 獣医学教育改善に向けての外部評価のあり方 ······ 3

（日本獣医師会学術部会 学術・教育・研究委員会報告）平成19年3月

資料5-③ 薬学教育の分野別第三者評価に関する資料 ······ 21

薬学教育第三者評価の概要 ······ 21

薬学教育評価実施要項

（一般社団法人 薬学教育評価機構）平成22年5月版 ······ 23

薬学教育（6年制）第三者評価 評価基準（本評価版）案

（一般社団法人 薬学教育評価機構）平成23年1月現在 ······ 35

分野別第三者評価についての過去の中教審答申（抜粋）

『大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について（答申）』（抄）平成14年8月5日

第3章 第三者評価制度の導入

4 専門分野別第三者評価

大学の専門性を様々な分野ごとに評価する、いわゆる専門分野別第三者評価についても、例えば日本技術者教育認定機構（JABEE）が行っているように、将来的には多様な分野で行われることが必要である。しかし、現在直ちに多くの分野で専門分野別第三者評価が実施できる状況にはないところであり、認証評価機関による評価の義務付けは、当面、第三者評価の導入に対する必要性が特に強い法科大学院等の専門職大学院から開始することとする。

『我が国の高等教育の将来像（答申）』（抄）平成17年1月28日

第2章 新時代における高等教育の全体像

4 高等教育の質の保証

（3）認証評価制度の導入と充実

（ア）機関別、専門職大学院評価及び分野別評価

- (略)
- (略)
- 事後評価に関しては、社会的要請を踏まえれば、機関別評価と専門職大学院評価のみでなく分野別評価についても積極的に採り入れられることが期待される。その際、分野の特性に応じて学協会等関係団体の参画・協力を得ることが考えられる。また、教育に関する分野別評価に関連して、他の参考となるべき特色ある取組を促進する方策を講ずることも必要である。
- 評価結果に関する情報については、適時適切に社会や学習者に提供されるなど、高等教育の質の維持・向上のために活用されることが必要である。

（イ）評価の質の向上

- 高等教育行政の機能・役割の変化に際しては、多元的な評価機関が形成されることが不可欠の前提となる。機関別や専門職大学院の評価に加えて分野別評価が、分野の特性に応じて学協会等関係団体の協力を得ながら発展することが期待される。各種評価機関の形成のための国の支援も必要である。
- 認証評価制度をはじめとした評価の仕組みが社会に定着して活用されるに伴い、評価の質の向上を図るために、評価方法や評価基準等の不断の見直しと改善、評価する側の質の高さや適正さを担保するための仕組みを整えること等が、今後の重要な課題となろう。

第4章 公的及び自主的な質保証の仕組みの強化

我が国の大学教育においては、大学の新設や組織改編に際しての設置許可・届出、設置計画の履行状況調査、認証評価機関による定期的な第三者評価、個々の大学の自己点検・評価、情報公開といった仕組みにより、教育の質の保証と向上が図られている。

他方、大学・大学団体等が連携・協同して教育活動等に取り組むことにより、大学教育の質を維持・向上する様々な取組が進められている。

本章では、これらの質保証システムの在り方について述べる。

1 設置認可・届出制度 （略）

2 第三者評価

（1）現状と課題

平成16年度から施行された第三者評価制度に関しては、現在、7年間の評価サイクルの第一期の途中であり、平成16年度までに設置されたすべての大学が平成22年度中までに評価を確実に受けることが目標となる。

（2）改革の方向

（ア）平成19年度までに評価を受けた大学は268校（全体の36%）であり（略）、当面は、制度の定着と確立を図りつつ、第二期に向けて改善すべき課題を集約・整理し、必要な見直しを図ることが求められる。

（イ）第三者評価制度の見直しに当たっては、分野別の評価をどのように進めていくかが重要な課題となる。

分野別の質保証の枠組みづくりを進めつつ、分野別評価へどのように進化させ、普及を図っていくか、その場合、第三者評価制度との関連をどのように考えていくか、「評価疲れ」という批判もある中、機関別・分野別両者の効率的で実効ある評価の仕組みはどうあるべきか等について、十分な研究を行い、平成23年度からの第二期に向けた着実な準備を進めていくことが必要である。

その際、高等教育のグローバル化が進む中、質保証に関する国際的な動向に十分留意することが求められる。

日本獣醫師会学術部会
学術・教育・研究委員会報告

獣医学教育改善に向けての外部評価のあり方

平成 19 年 3 月

社団法人 日本獣醫師会

目 次

1 はじめに

2 獣医学教育の現状と改善に向けての取り組み

(1) 獣医学教育の現状

(2) 教育改善に向けた取り組みの経過

3 獣医学教育改善における外部評価の必要性

(1) 第三者評価としての外部評価の位置づけ

(2) 獣医学教育改善のための外部評価の必要性

4 獣医学教育の外部評価の基本的考え方

(1) 目 的

(2) 外部評価と大学の質の保証システム

(3) 外部評価の仕組み

ア 外部評価の実施体制

イ 外部評価の対象

ウ 外部評価の評価基準

エ 外部評価の方法

オ 外部評価の手順

カ 外部評価の手数料（審査料等）

5 さいごに

6 別 紙

(1) 別紙1：獣医学教育改善に向けた活動の経過

(2) 別紙2：獣医学専門教育課程の標準的カリキュラム

（社団法人日本獣医師会学術・教育・研究委員会策定（平成17年5月））

獣医学教育改善に向けての外部評価のあり方

1 はじめに

BSE問題に端を発する食の安全・安心の確保、高病原性鳥インフルエンザや狂犬病等の人と動物の共通感染症に対する危機管理対策の整備が喫緊の課題とされている。

また、人と動物の共生社会の構築が国民的課題とされ、イヌ、ネコ等の小動物が伴侶動物として普及するとともに、人の介護・福祉、学校教育における動物の果たす役割の位置づけが進展し、更に、動物愛護・福祉や野生動物保護等の自然環境保全対策の整備が強く求められる等、わが国の社会経済、国民生活において動物医療の果たす役割に対する期待が格段に高まっている。

一方、社会経済のグローバル化による国際競争が進展する中、獣医学教育研究体制の整備・充実を通じ、国際的レベルの獣医師の養成及び動物医療の質の保証を図ることが重要となっている。

これら動物衛生・食品衛生対策をはじめ、動物に対する診療や保健衛生の提供、動物愛護・福祉対策等の担い手は獣医師である。

今後とも動物医療及びその担い手である獣医師が社会の要請に応え得るよう、その質の確保と一層の向上を図ることが求められるが、特に獣医師養成の基盤となる大学の獣医学教育については、高度専門職業人としての獣医師の養成課程としての機能を十分に發揮することが極めて重要である。

2 獣医学教育の現状と改善に向けての取り組み

(1) 獣医学教育の現状

ア 獣医学教育については、修学年限が6年に延長され20年が経過したが、獣医学教育課程を有する大学（獣医学系大学）の現状を見ると国立大学法人のほとんどが、未だ特定学部の一学科に位置づけられたままであることに代表されるとおり、国公私立大学とともに1大学当たりの教育研究組織が小規模にすぎ、施設・設備をはじめ教員数等すべての教育環境の不備が各方面から指摘され続けたまま今日に至っている。

獣医学教育の国際基準（米国及びEUの獣医学教育認定の基準）に適合する獣医学系大学はなく、なかには獣医師国家試験の出題範囲に対応した

講座（研究室）数を大きく下回る大学もある。

イ 獣医師の養成及び動物医療の質の向上を図る上で、特に実学としての臨床獣医学と応用獣医学両部門の整備・充実は、獣医師に課せられた社会的任務を達成する上で、喫緊の課題といわれてきて久しい。「獣医学教育改善の目標」及び「目標の到達に向けての対応の基本的な方向」は、これまで教育改善に向けて関係者間で検討が行われ、提示されている。

一方で、国公立大学の大学法人化を受け、いわゆる自助努力と称する单一学内の関係する学問領域の連携による教員枠の融通等が手がけられているが、これまで獣医学教育に関する当事者間で練り上げた「獣医学教育改善の目標」の到達にはほど遠く、また、教員及び財政基盤などの改善のための投入資源が限定され、かつ、制約がある中で自助努力のみでは到底目標の達成を成し得ないことは明らかである。

（2）教育改善に向けた取り組みの経過

ア 獣医学教育の改善について、これまで関係者は一様に手を挙げていたわけではない。教育改善に向けた大学、関係省庁、関係団体等の関係者の活動の経過を見ると、その発端は40年近くを遡る昭和45年からの獣医学教育年限の延長要請に始まり今日に至っている。

イ 改善活動の経過を整理すると、【別紙1】のとおりであるが、活動は節目節目で大きく次のⅠ、Ⅱ及びⅢ期に分けられる。

（ア）教育年限の延長は実現したものの国立大学の再編整備が関係大学の学内事情をはじめ地域コンセンサスに至らずに成立せず、一方、平成2年に大学院連合獣医学研究科の設置に至った第Ⅰ期

（イ）その後しばらく活動の停滞を経て平成9年の財団法人大学基準協会による「獣医学教育に関する基準」の制定に始まり、平成13年の獣医学教育のあり方に関する懇談会における提言のとりまとめ、国立大学農学系学部長会議による「獣医学教育の改善のための指針」のとりまとめ、更に、平成16年の文部科学省の国立大学における獣医学教育に関する協議会（文部科学省協議会）による報告の提出等、結果として教育改善に向けての目標と考え方が定められただけに終わった第Ⅱ期

（ウ）大学の個性・特色に応じた教育の充実を目指した大学教育改革が推進

される中で第三者による大学評価と大学運営改善促進制度が導入され、これらの動きを受け、獣医学系の私立大学において相互評価の取組みが開始され、また、社団法人日本獣医師会を中心に全国大学獣医学関係代表者協議会、日本学術会議関係者により獣医学教育分野に特化した第三者評価のシステム作りの検討が開始されたことに始まる第Ⅲ期

3 獣医学教育改善における外部評価の必要性

(1) 第三者評価としての外部評価の位置づけ

ア 大学、学部等の設置に当たり必要な最低の基準が学校教育法に基づく大学設置基準として定められている。一方、学校教育法は、設置後においても大学の質の保証システムの一環として①大学自らの点検及び評価（自己点検評価）の実施に加え、②認証評価機構による評価（第三者評価）を受けるべき旨の認証評価制度を規定している。

イ 大学の認証評価制度による自己点検評価と第三者評価は、大学の教育研究水準の向上に資するために教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備について評価を行い（若しくは評価を受け）、その結果を公表することとされており、このことを通じ、大学が人材養成に対する社会的要請や学問の進展に対応した教育研究水準の維持向上を図ることを促すとされている。

なお、第三者評価は、大学の理念や教育活動の特色が多様であり、また、各大学が担う教育研究の分野も多岐に渡ることから、大学全体を組織体として評価する機関別第三者評価とともに、各大学の専門性を分野ごとに評価する専門分野別第三者評価の双方の実施を求めている。

(2) 獣医学教育改善のための外部評価システムの必要性

ア 我が国の大学の獣医学教育は、前述のとおり、「獣医学教育改善の目標」達成に向け、教育修業年限に見合う単独学部体制の整備・充実とあわせて国際的に通用する獣医師養成機関として国際的な保証システムとの連携を図ることが関係者における長年の懸案とされている。

イ 今後、獣医学系大学が、各大学の獣医学教育の理念・目的に基づき獣医学術の進展や高度専門職業人としての獣医師養成に対する社会的要請に

的確に応え得るよう、獣医学教育の改善を促進する必要があるが、現在、獣医学教育分野に特化した専門分野別の第三者評価を担う組織は存在しない。

ウ 文部科学省協議会は、自己点検評価と第三者評価を基本とする大学の質の保証に係る新たなシステムの発足にも関連し、獣医学教育の改善を推進する上において重要なのは、大学自らが成果を挙げ得る取り組みを実践することにあり、取り組み成果の評価・検証を踏まえ、更なる検討が必要であるとしたところである。このことも踏まえ、獣医学教育分野に特化した第三者評価を担う外部評価システムを立ち上げる必要がある。

4 獣医学教育の外部評価の基本的考え方

(1) 目的

獣医学系大学は、各大学の教育研究理念に基づき、獣医学術の発展とともに、高度専門職業人としての獣医師養成に応える立場にあるが、獣医学教育の外部評価は、獣医学系大学が動物医療及び獣医師の質の向上に対する社会的要請を踏まえ、獣医学教育課程に係る教育研究体制の不断の改善を社会的理解の下で実現することを目的に行う。

あわせて外部評価の継続的実施と教育改善の計画的な推進を通じ、将来、外部評価と獣医学教育の国際認定システムとの連携を図り、国際的レベルの獣医師の人材養成につなげる。

(2) 外部評価と大学の質の保証システム

ア 現在、獣医学系大学は、獣医学教育改善の必要性を認識し、教育改善への取り組みをそれぞれ推進しているが、今後、限られた改善の資源を効果的に活用し、教育改善を社会的要請を踏まえ計画的に推進していくためには、各大学の改善への取り組みを常に評価・検証し、社会的評価の下で改善努力の成果を挙げ得るシステムの整備が必要となる。

なお、各獣医学系大学における改善への取り組みの評価・検証とその結果を踏まえての改善への更なる取り組みの必要性は、文部科学省協議会の報告においても明記されている。

イ 大学の質の保証システムとしては、学校教育法に基づく設置認可として

の大学設置基準と設置後の認証評価制度として大学による自己点検・評価及び認証評価機関による評価があるが、外部評価は当面、各獣医学系大学が教育改善への取り組みを推進する中で、獣医学教育課程の自己点検・評価を基礎に、これを専門分野別第三者評価として発展させたものとして位置づける。

(3) 外部評価の仕組み

ア 外部評価の実施体制

次の団体・機関から推薦を受けた有識者により構成される第三者組織を外部評価実施機関として立ち上げる。評価実施機関の組織及び運営に関する事項は別に定める。

(ア) 全国大学獣医学関係代表者協議会

(イ) 日本学術会議

(ウ) 社団法人日本獣医学会

(エ) 社団法人日本獣医師会

(オ) 関係省庁

(カ) その他の関係団体・機関

イ 外部評価の対象

獣医学系大学の獣医学教育課程の教育・組織・施設等の状況を対象とし、次の事項について行う。

(ア) 教育・研究の目標と整備状況

(イ) 教育プログラム（カリキュラム）の整備状況

授業科目、講義・実験・実習、卒業論文・卒業研究、単位等

(ウ) 教育・研究の実施体制

教員組織、教育方法、成績評価、卒業認定、学生収容定員

(エ) 教育・研究環境の整備状況

施設・設備の整備状況、他の大学関係機関との連携

(オ) 教育目標達成度の自己点検・評価状況

評価基準、評価手法

(カ) 教育目標達成に向けての改善の方法

ウ 外部評価の評価基準

学校教育法に基づく「大学設置基準」、財団法人大学基準協会の「獣医学教育に関する基準」、国立大学農学系学部長会議の「獣医学教育の改善のための基本指針」、文部科学省協議会の報告及び社団法人日本獣師会の「獣医学専門教育課程の標準的カリキュラム【別紙2】」、更に、各大学が独自に定めている獣医学教育に係る教育研究理念を斟酌した上で、別に定める。

エ 外部評価の方法

大学自らが行う自己点検・評価結果としての自己点検評価書の分析・検討（書面調査）と大学の教育研究活動の実地の調査（訪問調査）により行う。

オ 外部評価の手順

(ア) 獣医学系大学は、各大学の獣医学教育課程に関する教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検・評価を行いその結果を自己点検評価書としてとりまとめる。

(イ) 自己・点検評価を実施した獣医学系大学は、その結果を添えて、外部評価実施機関に外部評価の申請を行う。

(ウ) 外部評価実施機関は、外部評価を行ったときは、その結果（改善を要する事項を含む。）を評価結果（案）として申請大学に報告し、結果について申請大学から意見を聴取した後、評価結果として確定の上、申請大学及び文部科学省に報告するとともに、評価結果は原則として公表する。

カ 外部評価の手数料（審査料等）

前記ウの外部評価の対象となる事項の書面調査、訪問調査等の評価事務に要する経費の実費相当額を基準として別に定める。

5 さいごに

- (1) 国公立大学の運営が法人化された現在、大学の教育研究体制の整備・充実への取り組みは、大学の主体性・自律性に配慮しながら、大学自らが不断の自己点検・評価を行い、その結果に基づき改善方策を講じることが求められる。
- (2) 外部評価は、学校教育法第69条の3の規定に基づく認証評価制度の一環としての大学の自己点検・評価を基礎とし、これを発展させた専門分野別第三者評価として行うものである。
従って、外部評価は、獣医学教育を担い、その改善を目指す当事者である獣医学系大学の総意の下で発足させる必要があるが、外部評価を実効あるものとするため、外部評価は、獣医学系大学のすべてにより組織される全国大学獣医学関係代表者協議会と獣医学を含め科学に関する政策提言と審議等に当たる日本学術会議、更に、獣医学術の振興を担う立場にある社団法人日本獣医学会及び社団法人日本獣医師会等の関係団体・機関との連携の下で、また、高等教育振興政策に当たる文部科学省の協力により、推進されることを求める。
- (3) 外部評価の実現までには、今後、関係者の合意形成をはじめ、外部評価実施機関の立ち上げ、評価基準等の関係規程の整備等の準備が必要となるが、外部評価実現までの過渡的措置として自己点検・評価の結果を国公私立の獣医学系大学間で横断的に評価する大学間の相互評価のシステムを更に発展・充実させることが急がれる。
- (4) 獣医学教育改善についてこれまでの関係大学、関係団体及び文部科学省、農林水産省をはじめとする関係省庁の取組みの長期にわたる努力の経過を無にすることなく、また、その改善自体が道半ばにあることを関係者が十分認識した上で、今後、外部評価の円滑な推進を通じ、社会的理解の下での獣医学教育の改善が着実に進展されることを期待する。

学術部会 学術・教育・研究委員会委員

委員長 酒井 健夫 社団法人日本獣師会理事（学術部会長）

副委員長 金田 義宏 社団法人岩手県獣師会会长

江藤 文夫 社団法人宮崎県獣師会会长

大橋 文人 社団法人大阪府獣師会（大阪府立大学教授）

唐木 英明 日本学術會議第2部部長

喜田 宏 全国大学獣医学関係代表者協議会会长（北海道大学教授）

種池 哲朗 前私立獣医科大学協会会长（酪農学園大学教授）

局 博一 東京大学教授

吉川 泰弘 国公立大学獣医学協議会会长（東京大学教授）

【別 紙1】

獣医学教育改善に向けた活動の経過

1 第Ⅰ期（教育年限の延長から大学院連合獣医学研究科の設置まで）

- (1) 昭和 45 年以降：(社)日本獣医師会が獣医学教育年限の延長を文部省、農林省等に要請
- (2) 昭和 46 年：日本学術会議が、獣医学教育の修学年限を 4 年から 6 年に延長するよう内閣総理大臣に勧告
- (3) 昭和 47 年：農林省が、獣医学教育年限の延長を文部省に要請
- (4) 昭和 51 年：文部省の「獣医学教育の改善に関する調査研究会議」が、獣医学教育改善のため、修士課程積み上げ方式による 6 年制教育の実施の必要性を文部省大学局長に報告
- (5) 昭和 52 年：獣医師法の一部改正により、53 年度入学者から修士課程積み上げによる 6 年制教育が開始
- (6) 昭和 58 年：学校教育法の一部改正により、59 年度入学者から獣医学教育課程の修業年限が 6 年に整備
- (7) 昭和 58 年：「獣医学教育の改善に関する調査研究会議」が、文部省大学局長に報告
 - ア 6 年制教育に当たっては、学科を独立の学部とすることが望ましい
 - イ 国立大学については、獣医学科の総定員を変更しないものとして学部移行するとすれば、国立 10 大学の再編整備が必要
- (8) 昭和 60 年：国公立大学獣医学協議会が、獣医学教育改善に当たっての基本的考え方を取りまとめる
 - ア 国立大学の再編整備を推進
 - イ 再編整備は現有の教官数を基本
 - ウ 学部並み以上の規模とし、大学院の併設
- (9) 昭和 62 年：(社)日本獣医師会が、国公立獣医学系大学の再編整備の促進を文部省等に要請

(10) 平成元年：文部省は、「再編整備は、学内事情等から進展しないが、今後とも地域コンセンサスを待ちながら対応する。」としたが、一方、連合大学院の基幹校の決定を受け、平成2年に岐阜大学及び山口大学に大学院連合獣医学研究科が設置

2 第Ⅱ期（団体、大学、文部科学省等における獣医学教育改善目標の設定等）

(1) 平成9年：(財)大学基準協会が、「獣医学教育に関する基準」を定め、この中で整備目標を設定

- ア 1 大学の入学定員は60人を標準、120人を超えない
- イ 専任教員数は、学生60人まで72人以上、うち18人は教授
- ウ 付属施設として、獣医臨床センターと先端的動物研究センターの整備
- エ 自己点検・自己評価体制の整備

(2) 平成13年：獣医学教育のあり方に関する懇談会（座長：黒川 清（日本学術会議副会長））が、関係7団体からなる獣医学教育関係者連絡会議（代表：(社)日本獣医師会会长 五十嵐 幸男）からの獣医学教育充実の方向についての諮問に対し答申を取りまとめる

- ア 学科を学部規模に充実。講座数（教授数）を国家試験出題科目に応じるよう確保するとともに入学定員に応じた十分な数を有する教員規模に整備
- イ 国立大学の獣医学科を3~4の獣医学部に再編整備

(3) 平成13年：国立大学農学系学部長会議が、「獣医学教育の改善のための基本方針」をとりまとめる

- ア 獣医学教育組織の規模は、大学基準協会基準を満たすことが望ましい。72人以上の教員からなることが望ましいが、直ちに実現できない場合は18人以上の教授、54人程度が最低限必要
- イ 自助努力で改善できない場合は再編を考える。再編は全国を5~6地区に分け産業基盤を考慮し、既存の施設を利用

(4) 平成13年：全国大学獣医学関係代表者協議会が、「獣医学教育基準の達成に関する要望書」を獣医学系大学学長に提出

- ア 全ての国立大学が再編に参加し、北海道大学、東京大学、九州大学に新しい獣医学部の設置を目指す
- イ 私立大学については、建学の精神に沿い学部教育の整備・充実に一層の努力

(5) 平成 15 年：全国大学獣医学教育代表者会議が、調査結果を取りまとめる

ア 教員の質の改善：代表者会議が教員の教育実績、論文数、社会活動実施状況の報告

イ カリキュラムの改善：①非常勤講師による短期集中講義の解消、見学実習の改善を図り、臨床教育の充実と公衆衛生教育の強化。②教員数の増加による新たな領域の教育充実。③卒業論文を必須科目から選択科目に変更し、5~6 年次の選択制、コース制の導入

ウ 教育システムの改善：①付属家畜病院の充実、産業動物臨床センター（公衆衛生教育センター）の設置、②教員数の増加により、最低でも国家試験関連 18 科目の教育体制と技術教育（臨床ローテーション実習体制）の確保、25~28 講座、教員数 87~96 人を目標

(6) 平成 16 年：文部科学省の「国立大学における獣医学教育に関する協議会（座長：梶井 功（東京農工大学名誉教授））」が、報告をとりまとめる

ア 関係者の努力と基盤整備：国立大学の獣医学教育の充実のためには、関係者の不断の努力と法人化による経営努力を活用した基盤整備が必要

イ 大学を超えた統合：大学を超えた獣医学科の統合メリットは、有効かつ重要。統合は、大学間の自主的話し合いと地域社会との合意形成が必要

ウ 教育研究体制の充実：教育目標の明確化と目標達成のためのカリキュラムを構成した上でスタッフの配置が必要。教育体制の充実の中心は臨床分野。教員配置の数値目標は掲げないが、国立大学農学系学部長会議が決議した改善策の精神を基本に据え、自主的・自立的に最大限の努力

エ 国の支援：効果的教育サービスが行い得る大学に対する重点支援等、充実へのインセンティブが働くことが必要。複数の大学の有機的連携により幅広く、厚みのある機能強化を図る大学に対する国の支援

オ 評価・検証：大学の改善への取り組みの評価・検証とその結果を踏まえ、更なる検討が行われるべき

(7) 平成 13 年以降：(社)日本獣医師会が、前記(2)の答申を受け、平成 13 年度以降毎年度、獣医学教育体制の整備・充実を文部科学省等に要請

- ア 国立大学：全国 10 国立大学の獣医学科を獣医学部体制に再編・整備。
再編の推進のため、学部創設に当たっての施設整備費等の助成
- イ 公立私立大学：学生入学定員に応じた教員数と施設・設備を有する学部規模への整備についての十分な助成

3 第Ⅲ期（獣医学教育改善に向けての外部評価取り組みの検討）

- (1) 平成 13 年：全国大学獣医学関係代表者協議会が、同協議会の横断的評価委員会において、自己点検統一フォーマットによる横断的評価を開始。「獣医学教育の横断的評価調査報告」を取りまとめる
- (2) 平成 14 年：中央教育審議会が、第三者による外部評価システムの導入等を内容とする「大学の質の確保に係る新たなシステムの構築について」を答申
- (3) 平成 14 年：私立獣医科大学協会が、「私立獣医科大学における獣医学教育の相互報告書（平成 6 年度～12 年度）」を取りまとめる
- (4) 平成 16 年：全国大学獣医学関係代表者協議会が、獣医学専門教育課程のカリキュラムを「代表者協議会標準カリキュラム」として取りまとめる
- (5) 平成 16 年：国立大学法人法が施行され国立大学法人制度が発足。文部科学大臣の示す中期目標の期間における大学の業務実績についての文部科学省国立大学法人評価委員会による評価制度が発足
一方、学校教育法が改正され、大学の教育・研究システムの評価制度が整備
 - ア 各大学における自己点検・評価の実施（学校教育法第 69 条の 3 第 1 項）
 - イ 第三者機関による認証評価の実施（学校教育法第 69 条の 3 第 2 項）
- (6) 平成 16～17 年：(社)日本獣師会が、同会の学術・教育・研究委員会において、全国獣医学関係代表者協議会等の関係団体等とともに、大学が自己点検・評価を行うに当たり指標となるべき獣医学専門教育課程のカリキュラムを「標準的カリキュラム」として整備

- (7) 平成 17 年：(社)日本獣医師会が、文部科学省、農林水産省、全国獣医学系大学学長に対し、獣医学教育の実質的改善を推進するため、日本獣医師会が定めた「標準的カリキュラム」を改善の進捗状況の自己点検・評価を行うに当たり、達成度の指標とすべき旨を提言
- (8) 平成 17 年：私立獣医学大学協会が、「私立獣医学大学における獣医学教育充実に関する短期改善目標の達成度調査報告書（平成 14・15 年度）を取りまとめる
- (9) 平成 17 年：(社)日本獣医師会が、獣医学教育の質の評価システムを文部科学省の指導の下で関係機関と共同で立ち上げることが必要との判断の下、平成 17 年から同会の学術部会学術・教育・研究委員会において「獣医学教育の外部評価のあり方」の検討を開始。18 年 3 月に議論の経過を中間とりまとめ（案）として整理し、全国大学獣医学関係代表者協議会に提示、意見を聴取
- (10) 平成 18 年：国公立大学獣医学協議会が、私立大学と連携して相互評価を行うに当たり、その前段階としての国立各大学の自己評価の対応を検討するための小委員会を立ち上げ
- (11) 平成 19 年：(社)日本獣医師会が、同会の学術部会学術・教育・研究委員会において「獣医学教育改善に向けての外部評価のあり方」を取りまとめる

獣医学専門教育課程の標準的カリキュラム

1 講義

分野	科目	必修・選択の別	主な履修分野	単位数*	教員数**
					(人)
基礎獣医学	解剖学総論	必修	比較解剖学、進化学、系統発生学	2	2
	解剖学各論	必修	獣医組織学、細胞生物学、超微形態学	3	1
	発生学・奇形学	必修	胚の発生と成長、形質発現、奇形	2	2
	遺伝・育種・繁殖学	必修	遺伝理論、品種論、育種論、家畜繁殖の特徴	2	2
	生理学総論	必修	一般生理、膜理論、体液平衡、ストレス学説	2	2
	生理学各論	必修	内分泌、中枢・末梢神経、繁殖、消化・吸收、泌尿、運動、呼吸・循環	3	2
	薬理学総論	必修	薬物反応論、標的器官と受容体、薬物作用全般	2	2
	薬理学各論	必修	情報伝達の分子基盤、治療薬の作用機序	2	2
	生化学総論	必修	同化作用・異化作用、酵素反応	2	2
	生化学各論	必修	糖・蛋白・脂質代謝の分子基盤、遺伝子発現機構	2	2
基盤分野	放射線生物学	必修	RI、核医学	1	1
	動物行動学	必修	個体と群の維持行動、行動の生理学的基盤、問題行動	2	2
	毒物学	必修	毒物の作用、薬物の安全性	1	1
	微生物学総論	必修	微生物の分類・鑑別法、進化、宿主、感染経路、消毒	2	2
	微生物学各論	必修	病原性細菌・リケッチャ・ウイルスの性状、分子基盤	3	2
	感染症学Ⅰ(伝染病学)	必修	感染理論、感染予防と制御、海外悪性伝染病、新興感染症、検疫	2	2
	感染症学Ⅱ	選択	国際獣疫論、疫学、国際法、感染予防・防衛政策	1	2
	病理学総論	必修	炎症、変性・壊死、腫瘍、アポトーシス、リモデリング、免疫系細胞	2	2
	病理学各論	必修	診断病理学、病理組織学、実験病理学、超微形態学(異常形態)	3	2
	寄生虫学・寄生虫病学	必修	寄生虫の生物学、寄生虫感染論、感染予防	2	2
獣医感染予防・制御学	免疫学	必修	免疫の機序、アレルギーの機序、免疫系細胞の異常	2	2
	家禽疾病学	必修	ニワトリ、ウズラ等の鳥類の疾患(微生物学各論、感染症学、寄生虫病学の中でも取り扱う。)	1	1

	魚病学	必修	魚類の疾患と予防、治療	1	1
	病態生理学	必修	病態発現の生理的機序、病態解析手法	1	1
	衛生学	必修	産業動物・伴侶動物の管理衛生、飼養衛生、予防衛生、衛生行政	2	2
	実験動物学	必修	疾患モデル動物、実験動物の種特異性	2	2
	公衆衛生学総論	必修	疫学、獣医学（国際獣疫学含む。）	1	
	公衆衛生学各論Ⅰ	必修	環境衛生（大気、水質、土壤、騒音・振動）	1	3
	公衆衛生学各論Ⅱ	必修	食品衛生（食中毒、畜産食品の衛生）と安全性評価	2	
	公衆衛生学各論Ⅲ	必修	人と動物の共通感染症、感染防御・予防対策	2	
	野生動物学・野生動物医学	必修	野生動物の生態と疾患	1	1
応用分野	獣医・畜産・環境法規（病院管理学を含む。）	必修	獣医師倫理、獣医師法及び関連法規、家畜伝染病予防法及び関連法規	2	1
	動物愛護福祉・動物介在療法概論	選択	伴侶動物の福祉、人と動物のかかわりと福祉	1	1
	内科学総論	必修	小動物・産業動物の診断と治療の概論	2	
	皮膚病学	必修	皮膚の外傷、炎症、外部寄生虫感染症、アトピー	1.5	
	泌尿器病・生殖器病学	必修	腎疾患、膀胱・尿路疾患、子宮・産道疾患	1.5	
	消化器病学	必修	食道・胃腸の炎症、閉塞、捻転、消化不良	1.5	
	呼吸器病・循環器病学	必修	炎症、閉塞性疾患、心疾患、不整脈、血管障害	1.5	
	臨床病理学（血液病・代謝病・内分泌病学）	必修	臓器代謝障害、造血機能障害、線溶系異常、内分泌障害	2	
	外科学総論	必修	小動物・産業動物の診断治療学全般	2	
	軟組織疾患学	必修	腫瘍、内臓疾患、ヘルニア	1.5	
	整形外科学	必修	骨折治療、頭部・脊椎損傷の治療	1.5	
	神経病・運動器病学	必修	中枢・末梢神経障害、筋腱・骨疾患	1.5	
実証分野	耳鼻・眼科・歯科・口腔外科学	必修	耳鼻・眼・歯・口腔の外傷、腫瘍、奇形	1.5	6
	手術学	必修	手術適応、術式、消毒、術後管理	2	
	画像診断学Ⅰ	必修	X線撮影法、読影法	1	2

	画像診断学Ⅱ	必修	CT、MRI、超音波、(シンチグラフィー)	1
麻酔学		必修	鎮痛、鎮静剤、吸入麻酔、バランス麻酔	1
臨床繁殖学・産業動物		必修	牛、馬、豚、羊、山羊、家禽の疾病	3
臨床学				2
				86(うち必修単位数: 82)
		計		55

注 * : 1 単位は 15 時間。

** : 教員数は教授、助教授、講師相当で、講義を担当する責任教員の数。教員 1 人当たりの分担単位数は 2 単位を標準とするが、分野の専門性及び他講義との連携性により比率は必ずしも同一ではない。

2 実習及び卒業論文・臨床研究

分野	科目	主な履修分野	単位数*	教員数** (人)
基礎獣医学	解剖学実習	骨、筋、内臓の構造	2	
	組織学・微細形態学実習Ⅰ	正常形態	2	
	組織学・微細形態学実習Ⅱ	異常形態	2	
	生理学・薬理学実習	神経系、筋系、内分泌、呼吸循環系、消化吸収	2	5(8)
	生化学・発生工学実習	胚操作技術、遺伝情報解読法、胚発生	1	
	放射線生物学実習	RI 手技、核医学	1	
	微生物学実習	細菌培養・同定、細菌・ウイルス抗体	2	
	寄生虫学・寄生虫病実習	寄生虫検査法、駆除法	2	
疾患予防・制御学	衛生学実習	産業動物・伴侶動物の衛生（飼養、管理、畜産環境、輸送）	1	6(12)
	病理診断学実習	罹患小動物・産業動物の病理検査法	2	
	食品衛生学実習	中毒原因物質の同定、疫学調査	2	
	実験動物学実習	モデル動物、種差・系統差・飼育管理	1	

薬学教育第三者評価の概要



一般社団法人
薬学教育評価機構

Japan Accreditation Board for Pharmaceutical Education

薬学教育第三者評価の概要(1)

1. 薬学教育第三者評価の実施に向けた準備

- 平成16年 2月 中教審答申
- 平成16年 4月 衆議院文部科学委員会 附帯決議
- 平成16年 5月 参議院文教科学委員会 附帯決議
- 平成16年12月 分野別評価としての第三者評価の実施に向けて検討を開始
- 平成17年度 日本薬学会薬学教育改革大学人会議 第三者評価検討委員会
 - 「薬学教育(6年制)第三者評価 評価基準」の検討開始
 - 文部科学省科学研究費「薬剤師養成を目的とした大学教育に対する外部評価システムの構築のための基盤研究」
- 平成18年度 日本薬学会薬学教育改革大学人会議 第三者評価実施小委員会
 - 「薬学教育(6年制)第三者評価 評価基準」の検討
 - 薬学教育第三者評価の実施体制構築の準備
 - 文部科学省「認証評価に関する調査研究委託事業」(H18.11～H19.3)
- 平成19年度 日本薬学会薬学教育改革大学人会議 第三者評価実施小委員会
 - 「薬学教育(6年制)第三者評価 評価基準」の策定、「実施要綱(案)」の作成、機構設立の準備
 - 文部科学省「大学評価研究委託事業」(H19.10～H20.3)
- 平成20年度 一般社団法人 薬学教育評価機構を設立(H20.12)
 - 社員:全国薬科大学・薬学部、日本薬学会、日本薬剤師会、日本病院薬剤師会
- 平成21年度 「自己評価21」の実施:全国の薬科大学・薬学部において、4年次までの教育プログラムについて評価基準(平成19年度版)に基づく自己点検・評価を行い、各大学のHPで自己評価書を公開
- 平成22年度 「自己評価21」の結果を踏まえ、評価の準備を進める(「評価基準」改訂、「評価マニュアル」作成)
- 平成23年度 「トライアル評価」を3校対象に実施、「評価基準(本評価版)」の策定、
- 平成24年度 「本評価」初年度対象校において自己点検・評価
- 平成25年度 薬学教育評価機構による第三者評価(「本評価」)の実施

薬学教育第三者評価の概要(2)

2. 薬学教育第三者評価の対象

各薬科大学・薬学部の6年制薬学教育プログラムを定期的な評価の対象とします。

* ここでいう“教育プログラム”とは、カリキュラムだけではなく、すべての教育プロセスと教育研究環境を含むものとします。

3. 評価の目的および基本方針

1) 機構が定める「薬学教育(6年制)第三者評価 評価基準」(以下、「評価基準」とします。)への適合認定を行い、各大学における薬学教育プログラムの質を保証します。

(基本方針)

① 「評価基準」に基づいた各大学の「自己点検・評価書」に対する評価を実施します。

② 教育研究活動等に対するピア・レビューを中心とする評価を実施します。

2) 評価の結果を各大学にフィードバックし、各大学の薬学教育プログラムの改善を促進します。

(基本方針)

① 各大学の薬学教育プログラムの改善点を明確にします。

② 各大学の理念や個性を尊重し、特色を踏まえて評価します。

3) 評価の結果を基に各大学の薬学教育プログラムの質を社会に示し、広く国民の理解と支持が得られるよう支援します。

(基本方針)

① 大学以外の有識者を委員に配して評価を実施し、結果を広く社会に公表します。

② 評価のプロセスを明確にし、評価を受けた大学からの意見申立ての機会を設けます。

③ 大学や社会等の意見を踏まえ、常に評価システムの改善と進化を図ります。

薬学教育第三者評価の概要(3)

4. 評価の実施方法

① 大学における自己点検・評価

② 1. 大学における自己点検・評価→「自己点検・評価書」

2. 機構における評価

評価チーム(書面調査、訪問調査)→評価委員会→総合評価評議会→各大学・社会

5. 評価の結果

総合判定の結果は「適合」、「不適合」で示します。機構は、本評価において、対象大学の薬学教育プログラムが「評価基準」の13の『項目』および57の『基準』について総合的に適合水準に達していると判断した場合に「適合」と判定します。一部に問題があった場合には判定を保留し、評価を継続します。薬学教育プログラムとして非常に重大な問題があった場合には「不適合」と判定します。

6. 評価結果の公表等

・「適合」および「不適合」の場合：評価報告書をもって公表

・評価を「継続」する場合：当該大学の設置者および申請者にのみ評価報告書を送付

7. 評価の時期

・各大学は最初の評価を平成25年度から31年度の間に受け、以降7年以内に次回の評価を受ける。

8. 再評価・追評価

・再評価は、総合判定の保留により評価が継続となった大学の薬学教育プログラムを対象に、本評価において適合水準に達していないと判定された『項目』および当該『基準』に限定して実施

・追評価は、本評価において「不適合」と判定された大学の薬学教育プログラムを対象に、本評価において非常に重大な問題があると判定された『項目』および当該『基準』に限定して実施

薬学教育評価 実施要綱

平成22年5月版

一般社団法人 薬学教育評価機構

目 次

1. 評価の対象	1
2. 評価の目的および基本方針	1
3. 評価の実施体制	1
4. 評価の実施方法	2
5. 評価の結果	4
6. 評価結果の公表等	5
7. 「認定」の取消し	5
8. 情報公開	5
9. 評価の時期	6
10. 再評価	6
11. 追評価	7
12. 教育研究活動等の内容の重要な変更の届出	7
13. 「評価基準」等の変更手続き	8
14. 異議申立てについて	8
15. 評価手数料	8
資料 評価プロセス	9

1. 評価の対象

薬学教育評価機構（以下、「機構」とします。）は、各薬科大学・薬学部（以下、「各大学」とします。）の6年制薬学教育プログラム*（以下、「薬学教育プログラム」とします。）を定期的な評価の対象とします。

*ここでいう“教育プログラム”とは、カリキュラムだけではなく、すべての教育プロセスと教育研究環境を含むものとします。

2. 評価の目的および基本方針

機構が実施する評価の目的と基本方針は以下の通りです。

1) 機構が定める「薬学教育（6年制）第三者評価 評価基準」（以下、「評価基準」とします。）への適合認定を行い、各大学における薬学教育プログラムの質を保証します。

(基本方針)

① 「評価基準」に基づいた各大学の「自己点検・評価書」に対する評価を実施します。

② 教育研究活動等に対するピア・レビューを中心とする評価を実施します。

(ここでいう“ピア”とは、大学の教育研究活動等に関し見識を有する者を指し、大学の教員に限るものではありません。)

2) 評価の結果を各大学にフィードバックし、各大学の薬学教育プログラムの改善を促進します。

(基本方針)

① 各大学の薬学教育プログラムの改善点を明確にします。

② 各大学の理念や個性を尊重し、特色を踏まえて評価します。

3) 評価の結果を基に各大学の薬学教育プログラムの質を社会に示し、広く国民の理解と支持が得られるよう支援します。

(基本方針)

① 大学以外の有識者を委員に配して評価を実施し、結果を広く社会に公表します。

② 評価のプロセスを明確にし、評価を受けた大学からの意見申立ての機会を設けます。

③ 大学や社会等の意見を踏まえ、常に評価システムの改善と進化を図ります。

3. 評価の実施体制

1) 総合評価評議会

総合評価評議会は、薬学教育プログラムに関して広く高い見識を有する教育関係者および実務薬剤師、並びに医療や社会などその他の分野に関する学識経験を有する者により構成されます（総合評価評議員15名）。評価事業の最高意思決定機関として、機構理事会からの委託に基づいて評価事業およびその付帯業務を行い、評価の対象大学ごとに評価報告書を作成し、機構理事長へ報告します。

2) 評価委員会

評価委員会は、総合評価評議会の下、各大学の専任教員あるいはその経験者、実務薬剤師およびそれ以外の者であって薬学教育プログラムに関する見識を有する者により構成され（評価委員30名）、評価実施計画の立案ならびに評価チーム（以下、3）参照。）の編成を行います。また、評価対象ごとに編成される評価チーム間の横断的事項の審議および調整その他評価対象ごとに行う評価活動に関する事項について総理します。評価の対象となる薬学教育プログラムごとの評価を実施し、評価報告書原案を作成し、総合評価評議会に報告します。

3) 評価チーム

評価チームは、評価する大学ごとに評価委員会が編成することとし、原則として、評価実施員5名から成るものとします。なお、評価実施員の構成については、原則として、実務薬剤師であって教育研究活動に識見を有する者を含むこととします。評価チームは、「自己点検・評価書」（大学の自己点検・評価において根拠として提出された資料・データ等を含む。）の調査（書面調査）ならびに訪問調査を実施し、調査結果を記載した評価チーム報告書を作成し、評価委員会に報告します。

4. 評価の実施方法

1) 評価の概要

評価は、以下の2段階で実施されます。

①大学における自己点検・評価

各大学は、別に定める「評価実施マニュアル」（仮称）に従って、自らが実行している薬学教育プログラムに対する自己点検・評価を実施し、「自己点検・評価書」を作成します。

「自己点検・評価書」は、「評価基準」を構成する12の『項目』および71の『基準』ごとに、その内容に従って、教育研究活動等の状況を分析し、優れた点、改善を要する点などを含め記述します。各大学には、原則として、全ての『観点』に係る状況を分析し、整理することが求められます。なお、71の『基準』に関し、あらかじめ定められた『観点』に加えて、各評価対象において独自の『観点』を設定する必要があると考えられる場合には、これを設定した上で、その『観点』についての状況を分析し、記述することができます。

②機構における評価

ア 「評価基準」を構成する12の『項目』および71の『基準』ごとに、各大学から提出される「自己点検・評価書」に基づき、自己点検・評価の状況を評価し、適合水準に達しているかどうかの判断を行うとともに、その理由を明らかにします。また、適合水準に達しているかどうかの判断は、訪問調査に基づく評価を含めて総合的に行います。

イ 改善の必要が認められる場合や、その取組みが優れていると判断される場合には、その旨を大学に通知します。

ウ 評価対象が12の『項目』および71の『基準』について総合的に適合水準に達している場合に、評価対象が「評価基準」を満たしているものと認め、その旨を公表します。

2) 機構による評価のプロセス

機構は、評価対象ごとに以下の手順で評価を実施します。

①書面調査

評価チームは、別に定める「評価実施マニュアル」（仮称）に基づき、大学が作成する「自己点検・評価書」（大学の自己点検・評価において根拠として提出された資料・データ等を含む。）、および機構が独自に調査・収集する資料・データ等をもとに書面評価を実施します。

②訪問調査

評価チームは、別に定める「評価実施マニュアル」（仮称）に基づき、「自己点検・評価書」の内容の検証および書面調査では確認できなかった事項等について大学を訪問して調査します。

③評価チーム報告書の作成

評価チームは、書面調査および訪問調査に基づく評価結果を記載した評価チーム報告書を作成します。

④評価報告書（委員会案）の作成

評価委員会は、評価チーム報告書を基に、評価報告書（委員会案）を作成します。

⑤意見の申立て

評価委員会は、評価報告書（委員会案）を対象大学に通知し、事実誤認等に対する意見の申立ての機会を設けます。

⑥評価報告書原案の作成

対象大学から意見申立書を受理した場合、評価委員会は再度審議を行い、必要があれば修正して評価報告書原案を作成します。なお、意見の申立てが無かった場合には評価報告書（委員会案）を評価報告書原案とします。

⑦評価報告書の作成

評価委員会は、評価報告書原案を総合評価評議会に報告し、総合評価評議会はこれを審議し、評価報告書原案に基づいて評価報告書を作成します。

5. 評価の結果

1) 総合判定

総合判定の結果は「適合」、「不適合」で示します。

機構は、本評価*において、対象大学の薬学教育プログラムが「評価基準」の12の『項目』および71の『基準』について総合的に適合水準に達していると判断した場合に「適合」と判定します。一部に問題があった場合には判定を保留し、評価を継続します。薬学教育プログラムとして非常に重大な問題があった場合には「不適合」と判定します。

なお、総合判定は、文章により表記し、優れた点、改善を要する点などを記述します。

適合：「薬学教育（6年制）第三者評価 評価基準」を満たしている。

不適合：「薬学教育（6年制）第三者評価 評価基準」を満たしていない。

*ここでは、定期的に実施する評価を“本評価”とします。

2) 『項目』の評価

12の『項目』の評価は『項目』ごとに、『項目』内の『基準』の評価を総合的に判断し、原則として以下のような5段階で評価します。多段階評価が不適当な項目については「適合」・「不適合」による評価を実施します。『項目』ごとの評価結果は、多段階評価等の結果に基づき、総評として文章により表記します。

S：卓越している

A：適合水準を超えている

B：適合水準に達している

C：おおむね適合水準には達しているが、懸念される点が認められる

D：適合水準に達していない

3) 『基準』の評価

71の『基準』の評価は『基準』ごとに、『基準』内の『観点』の評価を総合的に判断し、原則として以下のような5段階で評価します。多段階評価が不適当な『基準』については「適合」・「不適合」による評価を実施します。『基準』ごとの評価結果は、多段階評価等の結果に基づき、文章により表記します。

S：卓越している

A：適合水準を超えている

B：適合水準に達している

C：おおむね適合水準には達しているが、懸念される点が認められる

D：適合水準に達していない

4) 『観点』ごとの評価

『観点』ごとの評価結果は、『基準』ごとの評価に反映することとし、『観点』の評価結果は公表しません。

6. 評価結果の公表等

1) 「適合」および「不適合」の場合

- ①薬学教育プログラムの総合判定の結果は、『項目』および『基準』ごとの評価結果とともに評価報告書をもって公表します。
- ②評価報告書は、大学ごとに作成し、その設置者および申請者に提供するとともに、印刷物の刊行およびウェブサイト(<http://www.jabpe.or.jp>)への掲載等により公表します。
- ③評価結果の公表にあわせて、評価の透明性および客観性を確保するため、各大学から提出された「自己点検・評価書」（大学の自己点検・評価において根拠として別添で提出された資料・データ等を除く。）をウェブサイト（同上）に掲載します。
- ④文部科学省および厚生労働省への評価結果の報告は、評価報告書の送付をもって行います。

2) 評価を継続する場合

本評価において総合判定を保留し評価を継続すると判定された場合には、当該大学の設置者および申請者にのみ評価報告書を送付します。

7. 「認定」の取消し

適合認定を受けた大学において、「認定」を受けたのち、次の評価を受けるまでの間（機構による適合認定が有効である期間）、機構の行う評価の過程、「自己点検・評価書」の提出または機構への基本情報の届出等において、重大な虚偽報告や事実の隠蔽など社会的倫理に反する事実が存在することが判明した場合は、総合評価評議会の判断により「認定」の取消し、または次回の評価時期の指定その他必要な措置をとることができます。

8. 情報公開

1) 機構は、薬学教育プログラムの評価の透明性・客観性を高めるために、機構に関する以下の事項について公表するとともに、その他の評価に関して保有する情報についても、可能な限り、ウェブサイト（同上）への掲載等適切な方法により提供します。

- ①名称及び事務所の所在地
- ②役員の氏名
- ③評価の対象
- ④「評価基準」及び評価の方法
- ⑤評価の実施体制
- ⑥評価結果の公表の方法
- ⑦評価の周期
- ⑧評価に係る手数料の額

2) 機構に対し、評価に関する保有文書の開示請求があった場合は、開示することにより、“①個人に関する情報であって特定の個人を識別できるものや個人の権利利益を害するおそれがあるもの”、“②機構等に関する情報であって機構等が行う業務の適正な遂行を不当に阻害するおそれがあるもの”等の不開示情報を除き、原則として開示します。ただし、各大学から提出され、機構が保有することとなった文書の公開に当たっては、当該大学と協議します。

9. 評価の時期

- 1) 評価の申請は、毎年度1回受け付けます。
- 2) 各大学は、最初の評価を平成25年度から31年度の間に受けるものとします。
- 3) 各大学は評価を受ける前年度の1月末までに、別に定める様式に従って、機構に評価を申請します。
- 4) 機構は、申請があった場合には、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく評価を実施します。
- 5) 各大学は、本評価を受けた後、当該評価の実施翌年度から起算して7年以内に次回の評価を受けるものとします。

10. 再評価

- 1) 再評価は、総合判定の保留により評価が継続となった大学の薬学教育プログラムを対象に実施します。
- 2) 再評価は、本評価において適合水準に達していないと判定された『項目』および当該『基準』に限定して実施します。
- 3) 評価が継続となった大学は、別に定める手続きに従って、機構に再評価を申請することとします。
- 4) 評価が継続となった大学が所定の期日までに再評価の申請を行わなかった場合には、「不適合」とあると判定し、先の本評価の結果と併せて公表します。
- 5) 再評価において、対象となった『項目』および『基準』の実施状況が総合的に適合水準に達していると判定された場合には、先の本評価の結果と併せて、当該大学の薬学教育プログラムを「適合」と認め、公表します。
- 6) 再評価において「適合」とされた場合の認定期間は、本評価の翌年度4月1日から起算した正規の認定期間の残りの期間とします。

- 7) 再評価においても対象となった『項目』および『基準』の実施状況が総合的に適合水準に達していないと判定された場合には「不適合」とし、先の本評価の結果と併せて公表します。
- 8) 再評価においても、評価結果が確定する前に、当該大学に対して事実誤認等に対する意見の申立ての機会を設けます。

1 1. 追評価

- 1) 追評価は、本評価において「不適合」と判定された大学の薬学教育プログラムを対象に実施します。
- 2) 追評価は、本評価において非常に重大な問題があると判定された『項目』および当該『基準』に限定して実施されます。
- 3) 本評価において「不適合」と判定された大学は、別に定める手続きに従って、追評価を申請することができます。
- 4) 追評価において、追評価の対象となった『項目』および当該『基準』の実施状況が総合的に適合水準に達していると判定された場合には、先の本評価の結果と併せて、当該大学の薬学教育プログラムを「適合」と認め、公表します。
- 5) 追評価において「適合」とされた場合の認定期間は、本評価の翌年度4月1日から起算した正規の認定期間の残りの期間とします。
- 6) 追評価においても、対象となった『項目』および『基準』の実施状況が総合的に適合水準に達していないと判定された場合には、「不適合」とあると判定し、公表します。
- 7) 追評価においても、評価結果が確定する前に、当該大学に対して事実誤認等に対する意見の申立ての機会を設けます。

1 2. 教育研究活動等の内容の重要な変更の届出

- 1) 各大学は、認定を受けた後に教育研究活動等に関し機構が別に定める重要な事項の変更が生じた場合には、変更後3ヶ月以内に機構に届け出なければならないものとします。
- 2) 届出を必要とする大きな変更内容とは、認定の結果に影響を与えるものとします。
- 3) 届出があった場合、その内容についての審査を行います。
- 4) 審査体制、基準、通知方法等については別途定めます。

13. 「評価基準」等の変更手続き

「評価基準」や評価方法その他評価に関する重要事項を変更する場合には、事前に各大学等に対し意見照会を行うなど、その過程の公正性および透明性を確保します。「評価基準」と「実施要綱」等については基準・要綱検討委員会、評価方法等については評価委員会がそれぞれ変更案を作成し、総合評価評議会がこれを審議し決定します。

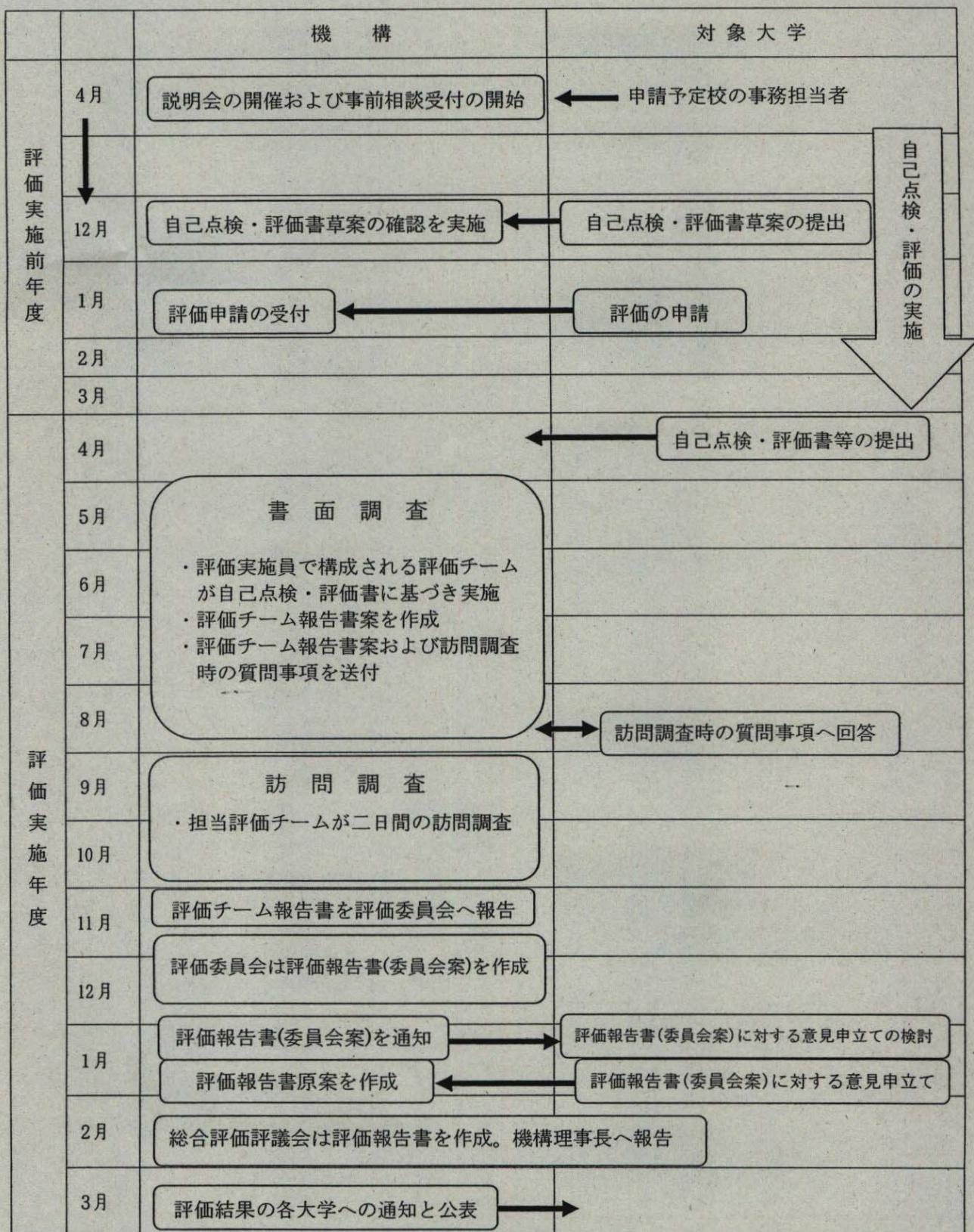
14. 異議申立てについて

本評価、再評価あるいは追評価において総合判定が「不適合」と判定され公表された大学には異議申立ての機会を設けます。異議申立てがあった場合は、6名の委員で構成される異議審査委員会を総合評価評議会の下に設置し、審査を行います。なお、異議申立ての手続き等は、別途定めます。

15. 評価手数料

申請する各大学は、指定の期日までに別に定める評価手数料を納入することが必要となります。

評価のプロセス



薬学教育（6年制）第三者評価

評価基準（本評価版）案

平成23年1月現在

(目 次)

理念と目標

1 理念と目標	1
---------	---

薬学教育カリキュラム

2 カリキュラム編成	2
------------	---

3 医療人教育の基本的内容	3
---------------	---

(3-1) ヒューマニズム教育・医療倫理教育	3
------------------------	---

(3-2) 教養教育・語学教育	3
-----------------	---

(3-3) 薬学専門教育の実施に向けた準備教育	4
-------------------------	---

(3-4) 医療安全教育	5
--------------	---

(3-5) 生涯学習の意欲醸成	5
-----------------	---

4 薬学専門教育の内容	6
-------------	---

(4-1) 薬学教育モデル・コアカリキュラムに準拠した教育内容	6
---------------------------------	---

(4-2) 大学独自の薬学専門教育の内容	7
----------------------	---

5 実務実習	8
--------	---

(5-1) 実務実習事前学習	8
----------------	---

(5-2) 薬学共用試験	8
--------------	---

(5-3) 病院・薬局実習	9
---------------	---

6 問題解決能力の醸成のための教育	11
-------------------	----

(6-1) 卒業研究	11
------------	----

(6-2) 問題解決型学習	11
---------------	----

学生

7 学生の受入	12
---------	----

8 成績評価・進級・学士課程修了認定	13
--------------------	----

(8-1) 成績評価	13
------------	----

(8-2) 進級	13
----------	----

(8-3) 学士課程修了認定	14
----------------	----

9 学生の支援	15
---------	----

(9-1) 修学支援体制	15
--------------	----

(9-2) 安全・安心への配慮	16
-----------------	----

教員組織・職員組織

10 教員組織・職員組織	17
(10-1) 教員組織	17
(10-2) 教育・研究活動	18
(10-3) 職員組織	18
(10-4) 教職員の研修	19

施設・設備

11 施設・設備	20
(11-1) 学内の学習環境	20
(11-2) 実務実習施設の学習環境	20

外部対応

12 社会との連携	21
-----------	----

点検

13 自己点検・評価	22
------------	----

(資料)

『基準』数および『観点』数	23
---------------	----

『基準』と『観点』について

「評価基準」は、薬剤師養成課程である6年制薬学教育において満たすことが必要と考えられる要件であり、当該学部・学科の理念と目標に照らして教育活動等の状況を多面的に分析するための内容を定めたものである。

1. 『基準』は、その内容により、次の2つに分類される。

(1) 各学部・学科において、『基準』に定められた内容が満たされていることが求められるもの。

例 「・・・であること。」「・・・されていること。」 等

(2) 各学部・学科において、少なくとも、『基準』に定められた内容に関わる措置を講じていることが求められるもの。

例 「・・・に努めていること。」 等

2. 『観点』は、各『基準』に関する細則、各『基準』に係わる説明を示したものである。

『観点』は、その内容により、次の3つに分類される。

(1) 各学部・学科において、定められた『観点』の内容が満たされていることが求められるもの。

例 「・・・であること。」「・・・されていること。」 等

(2) 各学部・学科において、少なくとも、定められた『観点』の内容に関わる措置を講じていることが求められるもの。

例 「・・・に努めていること。」 等

(3) 各学部・学科において、定められた『観点』の内容が実施されていれば、評価において「優れている」と判断されるもの。

例 「・・・が望ましい。」 等

理念と目標

1 理念と目標

【基準 1-1】

医療人としての薬剤師に必要な学識およびその応用能力ならびに薬剤師としての倫理観と使命感を身につけるための教育・研究の理念と目標が設定され、公表されていること。

【観点 1-1-1】 理念と目標が、医療人としての薬剤師に必要な学識およびその応用能力ならびに薬剤師としての倫理観と使命感を身につけるためのものとなっていること。

【観点 1-1-2】 理念と目標が、医療を取り巻く環境、薬剤師に対する社会のニーズを適確に反映したものとなっていること。

【観点 1-1-3】 理念と目標が、学則等で規定され、教職員および学生に周知されていること。

【観点 1-1-4】 理念と目標が、ホームページなどで広く社会に公表されていること。

【観点 1-1-5】 理念と目標について、定期的に検証するよう努めていること。

薬学教育カリキュラム

2 カリキュラム編成

【基準 2-1】

教育・研究の目標を達成するためのカリキュラム・ポリシー（教育課程の編成・実施の方針）が設定され、公表されていること。

【観点 2-1-1】目標を達成するためのカリキュラム・ポリシーが設定されていること。

【観点 2-1-2】カリキュラム・ポリシーを設定するための責任ある体制がとられていること。

【観点 2-1-3】カリキュラム・ポリシーが、教職員および学生に周知されていること。

【観点 2-1-4】カリキュラム・ポリシーが、ホームページなどで広く社会に公表されていること。

【基準 2-2】

教育・研究の目標を達成するための薬学教育カリキュラムがカリキュラム・ポリシー（教育課程の編成・実施の方針）に基づいて構築されていること。

【観点 2-2-1】カリキュラム・ポリシーに基づいて薬学教育カリキュラムが編成されていること。

【観点 2-2-2】薬学教育カリキュラムが薬学共用試験や薬剤師国家試験の合格のみを目指した教育に偏重していないこと。

【観点 2-2-3】目標を達成するための薬学教育カリキュラムを構築する体制が整備され、機能していること。

【観点 2-2-4】必要に応じてカリキュラム変更を速やかに行うことができる体制が整備され、機能していること。

3 医療人教育の基本的内容

(3-1) ヒューマニズム教育・医療倫理教育

【基準 3-1-1】

医療人としての薬剤師となることを自覚し、共感的態度および人との信頼関係を醸成する態度を身につけるための教育が体系的かつ効果的に行われていること。

【観点 3-1-1-1】医療人として生命に関わる薬学専門家に相応しい行動を身につけるための教育が全学年を通して体系的に行われていること。

【観点 3-1-1-2】医療全般を概観し、薬剤師としての倫理観、使命感、職業観を醸成する教育が効果的な学習方法を用いて行われていること。

【観点 3-1-1-3】医療人として、患者や医療従事者の心理、立場、環境を理解し、相互の信頼関係を構築するために必要な教育が効果的な学習方法を用いて行われていること。

【観点 3-1-1-4】ヒューマニズム教育・医療倫理教育科目において、各科目の目標達成度を評価するための指標が設定され、それに基づいて適切に評価されていること。

【観点 3-1-1-5】単位数は、(3-2)～(3-5)と合わせて、卒業要件の1／5以上に設定されていることが望ましい。

(3-2) 教養教育・語学教育

【基準 3-2-1】

見識ある人間としての基礎を築くために、人文科学、社会科学および自然科学などを広く学び、物事を多角的にみる能力および豊かな人間性・知性を養うための教育が行われていること。

【観点 3-2-1-1】薬学準備教育ガイドラインを参考にするなど、幅広い教養教育プログラムが提供されていること。

【観点 3-2-1-2】社会のニーズに応じた選択科目が用意され、時間割編成における配慮がなされていること。

【観点 3-2-1-3】薬学領域の学習と関連付けて履修できる体系的なカリキュラム編成が行われていることが望ましい。

【基準 3-2-2】

相手の立場や意見を尊重した上で、自分の考え方や意見を適切に表現するための基本的知識、技能および態度を修得するための教育が行われていること。

【観点 3-2-2-1】相手の話を傾聴し、共感するなど、コミュニケーションの基本的能力を身につけるための教育が行われていること。

【観点 3-2-2-2】聞き手および自分が必要とする情報を把握し、状況を的確に判断できる能力を醸成する教育が行われていること。

【観点 3-2-2-3】個人および集団の意見を整理して発表できる能力を醸成する教育が行われていること。

【観点 3-2-2-4】コミュニケーション能力および自己表現能力を身につけるための科目において、各科目的目標達成度を評価するための指標が設定され、それに基づいて適切に評価されていること。

【基準 3-2-3】

社会のグローバル化に対応するための国際的感覚を養うことを目的とした語学教育が行われていること。

【観点 3-2-3-1】語学教育に、「読む」、「書く」、「聞く」、「話す」の要素を取り入れた授業科目が用意されていること。

【観点 3-2-3-2】語学教育において、「読む」、「書く」、「聞く」、「話す」の要素を全て修得できるような時間割編成や履修指導に努めていること。

【観点 3-2-3-3】医療現場、研究室、学術集会などで必要とされる語学力を身につけるための教育が行われるよう努めていること。

【観点 3-2-3-4】語学力を身につけるための教育が全学年にわたって体系的に行われていることが望ましい。

(3-3) 薬学専門教育の実施に向けた準備教育

【基準 3-3-1】

薬学専門教育を効果的に履修するために必要な教育プログラムが適切に準備されていること。

【観点 3-3-1-1】個々の学生の入学までの履修状況等を考慮した教育プログラムが適切に準備されていること。

【基準 3-3-2】

学生の学習意欲が高まるような早期体験学習が行われていること。

【観点 3-3-2-1】薬剤師が活躍する現場などを広く見学させていること。

【観点 3-3-2-2】学生による発表会、総合討論など、学習効果を高める工夫がなされていること。

(3-4) 医療安全教育

【基準 3-4-1】

薬害・医療過誤・医療事故防止に関する教育が医薬品の安全使用の観点から行われていること。

【観点 3-4-1-1】薬害、医療過誤、医療事故の概要、背景、その後の対応および予防策に関する教育が行われていること。

【観点 3-4-1-2】薬害、医療過誤、医療事故等の被害者やその家族、弁護士、医療における安全管理者を講師とするなど、学生が肌で感じる機会を提供するとともに、科学的かつ客観的な視点が養われるよう努めていること。

(3-5) 生涯学習の意欲醸成

【基準 3-5-1】

医療人としての社会的責任を果たす上で、シームレスで一貫した生涯学習が必須であることを認識できる教育が行われていること。

【観点 3-5-1-1】医療の進歩に対応するために生涯学習が必要であることを、教員だけでなく、医療現場で活躍する薬剤師からも聞く機会を設けていること。

【観点 3-5-1-2】卒後研修会などの生涯学習プログラムに在学中から参加する機会を提供するよう努めていること。

【観点 3-5-1-3】全学年を通して、生涯学習に対する意欲を醸成するための教育が行われていることが望ましい。

4 薬学専門教育の内容

(4-1) 薬学教育モデル・コアカリキュラムに準拠した教育内容

【基準 4-1-1】

教育課程の構成と教育目標が、薬学教育モデル・コアカリキュラムに準拠していること。

【観点 4-1-1-1】各授業科目のシラバスに一般目標と到達目標が明示され、それらが薬学教育モデル・コアカリキュラムの教育目標に準拠していること。

【基準 4-1-2】

各授業科目の教育目標の達成に適した学習方略を用いた教育が行われていること。

【観点 4-1-2-1】各到達目標の学習領域（知識・技能・態度）に適した学習方法を用いた教育が行われていること。

【観点 4-1-2-2】科学的思考力の醸成に役立つ技能および態度を修得するため、実験実習が十分に行われていること。

【観点 4-1-2-3】各授業科目において、基礎と臨床の知見を相互に関連付けるよう努めていること。

【観点 4-1-2-4】患者・薬剤師・他の医療関係者・薬事関係者との交流体制が整備され、教育へ直接的に関与していることが望ましい。

【基準 4-1-3】

各授業科目の実施時期が適切に設定されていること。

【観点 4-1-3-1】効果的な学習ができるよう、当該科目と他科目との関連性に配慮したカリキュラム編成が行われていること。

【基準 4-1-4】

薬学教育モデル・コアカリキュラムに基づいた教育における総合的な学習成果が適切に評価されていること。

【観点 4-1-4-1】薬学教育モデル・コアカリキュラムに基づいた教育における総合的な学習成果を測定するための指標が選定されていること。

【観点 4-1-4-2】選定された指標に基づいて総合的な学習成果の測定が行われていること。

【観点 4-1-4-3】総合的な学習成果の測定に用いた指標の妥当性が検証されていることが望ましい。

(4-2) 大学独自の薬学専門教育の内容

【基準 4-2-1】

大学独自の薬学専門教育が、各大学の理念と目標に基づいてカリキュラムに適確に含まれていること。

【観点 4-2-1-1】薬学教育モデル・コアカリキュラムおよび実務実習モデル・コアカリキュラム以外に、大学独自の薬学専門教育が各大学の理念と目標に基づいて行われていること。

【観点 4-2-1-2】大学独自の薬学専門教育が、科目あるいは科目の一部として構成されており、シラバス等に明示されていること。

【観点 4-2-1-3】大学独自の薬学専門教育を含む授業科目の時間割編成が選択可能な構成になっているなど、学生のニーズに配慮されていることが望ましい。

5 実務実習

(5-1) 実務実習事前学習

【基準 5-1-1】

実務実習モデル・コアカリキュラムに準拠して事前学習が適切に実施されていること。

【観点 5-1-1-1】教育目標が実務実習モデル・コアカリキュラムに準拠していること。

【観点 5-1-1-2】学習方法、時間、場所等が実務実習モデル・コアカリキュラムに沿って実施されていること。

【観点 5-1-1-3】実務実習事前学習に関わる指導者が、適切な構成と十分な数であること。

【観点 5-1-1-4】実務実習における学習効果が高められる時期に実施されていること。

【観点 5-1-1-5】実務実習事前学習の目標達成度を評価するための指標が設定され、それに基づいて適切に評価されていること。

【観点 5-1-1-6】実務実習の開始と実務実習事前学習の終了が離れる場合には、実務実習の直前に実務実習事前学習の到達度が確認されていることが望ましい。

(5-2) 薬学共用試験

【基準 5-2-1】

薬学共用試験（CBTおよびOSCE）を通じて実務実習を履修する学生の能力が一定水準に到達していることが確認されていること。

【観点 5-2-1-1】実務実習を行うために必要な能力を修得していることが、薬学共用試験センターの提示した合格基準に基づいて確認されていること。

【観点 5-2-1-2】薬学共用試験（CBTおよびOSCE）の実施時期、実施方法、受験者数、合格者数および合格基準が公表されていること。

【基準 5-2-2】

薬学共用試験（CBTおよびOSCE）を適正に行う体制が整備されていること。

【観点 5-2-2-1】薬学共用試験センターの「実施要項」に基づいて行われていること。

【観点 5-2-2-2】学内のCBT委員会およびOSCE委員会が組織され、薬学共用試験が公正かつ円滑に実施されるよう機能していること。

【観点 5-2-2-3】CBTおよびOSCEを適切に行えるよう、学内の施設と設備が整備されていること。

(5-3) 病院・薬局実習

【基準 5-3-1】

実務実習を円滑に行うために必要な体制が整備されていること。

【観点 5-3-1-1】実務実習委員会が組織され、実務実習が円滑に実施されるよう機能していること。

【観点 5-3-1-2】実務実習に関する個々の責任の所在が明確にされていること。

【観点 5-3-1-3】実務実習に先立ち、必要な健康診断、予防接種などの実施状況が確認されていること。

【観点 5-3-1-4】薬学部の全教員が積極的に参画していることが望ましい。

【基準 5-3-2】

学生の病院・薬局への配属が適正になされていること。

【観点 5-3-2-1】学生の配属決定の方法と基準が事前に提示され、配属が公正に行われていること。

【観点 5-3-2-2】学生の配属決定に際し、通学経路や交通手段への配慮がなされていること。

【観点 5-3-2-3】遠隔地における実習が行われる場合は、大学教員が当該学生の実習および生活の指導を十分行うように努めていること。

【基準 5-3-3】

実務実習が、実務実習モデル・コアカリキュラムに準拠して適切に実施されていること。

【観点 5-3-3-1】教育目標が実務実習モデル・コアカリキュラムに準拠していること。

【観点 5-3-3-2】学習方法、時間、場所等が実務実習モデル・コアカリキュラムに沿って実施されていること。

【観点 5-3-3-3】病院と薬局における実務実習の期間が各々標準（2.5ヶ月）より原則として短くならないこと。

【基準 5-3-4】

実務実習が、実習施設と学部・学科との間の適切な連携のもとに実施されていること。

【観点 5-3-4-1】事前打ち合わせ、訪問、実習指導などにおいて適切な連携がと
られていること。

【観点 5-3-4-2】実習施設との間で、学生による関連法令や守秘義務等の遵守に
関する指導監督についてあらかじめ協議し、その確認が適切に
行われていること。

【基準 5-3-5】

実務実習の評価が、実習施設と学部・学科との間の適切な連携のもとに行われていること。

【観点 5-3-5-1】評価基準を設定し、学生と実習施設に事前に提示したうえで、
実習施設との連携の下、適正な評価が行われていること。

【観点 5-3-5-2】学生、実習施設と教員の間で、実習内容、実習状況およびその
成果に関する評価のフィードバックが、実習期間中に適切に行
われていること。

【観点 5-3-5-3】実習終了後に、学生、実習施設と教員から実習内容、実習状況
およびその成果について意見聴取が適切に行われていること。

【観点 5-3-5-4】実務実習の総合的な学習成果が適切な指標に基づいて評価され
ていることが望ましい。

6 問題解決能力の醸成のための教育

(6-1) 卒業研究

【基準 6-1-1】

研究課題を通して、新しい発見に挑み、科学的根拠に基づいて問題点を解決する能力を修得するための卒業研究が行われていること。

【観点 6-1-1-1】卒業研究が必修単位とされており、実施時期および実施期間が適切に設定されていること。

【観点 6-1-1-2】卒業論文が作成されていること。

【観点 6-1-1-3】卒業論文には、研究成果の医療や薬学における位置づけが考察されていること。

【観点 6-1-1-4】学部・学科が主催する卒業研究発表会が開催されていること。

【観点 6-1-1-5】卒業論文や卒業研究発表会などを通して問題解決能力の向上が適切に評価されていること。

(6-2) 問題解決型学習

【基準 6-2-1】

問題解決能力の醸成に向けた教育が、全学年を通して効果的に実施されていること。

【観点 6-2-1-1】問題解決能力の醸成に向けた教育が全学年を通して実施され、シラバスに内容が明示されていること。

【観点 6-2-1-2】参加型学習、グループ学習、自己学習など、学生が能動的に問題解決に取り組めるよう学習方法に工夫がなされていること。

【観点 6-2-1-3】問題解決能力の醸成に向けた授業科目において、各科目の目標達成度を評価するための指標が設定され、それに基づいて適切に評価されていること。

【観点 6-2-1-4】卒業研究やproblem-based learningなどの問題解決型学習の実質的な実施時間数が18単位（大学設置基準における卒業要件単位数の1/10）以上に相当するよう努めていること。

学生

7 学生の受入

【基準 7-1】

理念と目標に照らしてアドミッション・ポリシー（入学者受入方針）が設定され、公表されていること。

【観点 7-1-1】 理念と目標に照らしてアドミッション・ポリシーが設定されていること。

【観点 7-1-2】 アドミッション・ポリシーを設定するための責任ある体制がとられていること。

【観点 7-1-3】 アドミッション・ポリシーなどがホームページ等を通じて公表され、学生の受入に関する情報が入学志願者に対して事前に周知されていること。

【基準 7-2】

学生の受入に当たって、入学志願者の適性および能力が適確かつ客観的に評価されていること。

【観点 7-2-1】 入学志願者の評価と受入の決定が、責任ある体制の下で行われていること。

【観点 7-2-2】 入学者選抜に当たって、入学後の教育に求められる基礎学力が適確に評価されていること。

【観点 7-2-3】 医療人としての適性を評価するための工夫がなされていることが望ましい。

【基準 7-3】

入学者数が所定の入学定員数と乖離していないこと。

【観点 7-3-1】 入学者数が所定の入学定員数を大きく上回っていないこと。

【観点 7-3-2】 入学者数が所定の入学定員数を大きく下回っていないこと。

8 成績評価・進級・学士課程修了認定

(8-1) 成績評価

【基準 8-1-1】

各科目の成績評価が、客観的かつ厳正に行われていること。

【観点 8-1-1-1】成績評価の基準が設定され、かつ学生に周知されていること。

【観点 8-1-1-2】当該成績評価基準に従って成績評価が行われていること。

【観点 8-1-1-3】成績評価の結果が、必要な関連情報とともに当事者である学生に告知されていること。

(8-2) 進級

【基準 8-2-1】

公正かつ厳格な進級判定が行われていること。

【観点 8-2-1-1】進級基準（進級に必要な修得単位数および成績内容）、留年の場合の取り扱い（再履修を要する科目的範囲）等が設定され、学生に周知されていること。

【観点 8-2-1-2】進級基準に従って公正かつ厳格な判定が行われていること。

【観点 8-2-1-3】留年生に対し、教育的配慮が適切になされていること。

【観点 8-2-1-4】留年生に対し、原則として上位学年配当の授業科目の履修を制限する制度が採用されていることが望ましい。

【基準 8-2-2】

学生の在籍状況（留年・休学・退学など）の適切性が確認され、必要な対策が実施されていること。

【観点 8-2-2-1】学生の在籍状況（留年・休学・退学など）の適切性が入学年次別に分析されていること。

【観点 8-2-2-2】学生の在籍状況が適切でない場合には、その原因が分析され、必要な対策が適切に実施されていること。

(8-3) 学士課程修了認定

【基準 8-3-1】

教育・研究の目標を達成するためのディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）が設定され、公表されていること。

【観点 8-3-1-1】目標を達成するためのディプロマ・ポリシーが設定されていること。

【観点 8-3-1-2】ディプロマ・ポリシーを設定するための責任ある体制がとられていること。

【観点 8-3-1-3】ディプロマ・ポリシーが教職員および学生に周知されていること。

【観点 8-3-1-4】ディプロマ・ポリシーがホームページなどで広く社会に公表されていること。

【基準 8-3-2】

学士課程修了（卒業）の認定がディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）に基づいて公正かつ厳格に行われていること。

【観点 8-3-2-1】ディプロマ・ポリシーに基づいて卒業判定基準が適切に設定され、学生に周知されていること。

【観点 8-3-2-2】卒業判定基準に従って適切な時期に公正かつ厳格な判定が行われていること。

【観点 8-3-2-3】卒業判定によって留年となった学生に対し、教育的配慮が適切になされていること。

9 学生の支援

(9-1) 修学支援体制

【基準 9-1-1】

学生が在学期間に教育課程上の成果を上げられるよう、履修指導の体制がとられていること。

【観点 9-1-1-1】入学者に対して、薬学教育の全体像を俯瞰できるような導入ガイダンスが適切に行われていること。

【観点 9-1-1-2】入学前の学習状況に応じて、薬学準備教育科目の学習が適切に行われるよう、履修指導が行われていること。

【観点 9-1-1-3】履修指導（実務実習を含む）において、適切なガイダンスが行われていること。

【観点 9-1-1-4】在学期間中の学生の学習状況に応じて、薬学教育科目の学習が適切に行われるよう、履修指導がなされていること。

【基準 9-1-2】

学生が学修に専念できるよう、学生の経済的支援に関する体制が整備されていること。

【観点 9-1-2-1】奨学金等の経済的支援に関する情報提供窓口を設けていること。

【観点 9-1-2-2】独自の奨学金制度等を設けていることが望ましい。

【基準 9-1-3】

学生が学修に専念できるよう、学生の健康維持に関する支援体制が整備されていること。

【観点 9-1-3-1】学生のヘルスケア、メンタルケア、生活相談のための学生相談室などが整備され、周知されていること。

【観点 9-1-3-2】健康管理のため定期的に健康診断を実施し、学生が受診するよう適切な指導が行われていること。

【基準 9-1-4】

学生に対するハラスメントを防止する体制が整備されていること。

【観点 9-1-4-1】ハラスメント防止に関する規定が整備されていること。

【観点 9-1-4-2】ハラスメント問題に対応する委員会・相談窓口が設置されていること。

【観点 9-1-4-3】ハラスメント防止に関する取組みについて、学生への広報が行われていること。

【基準 9-1-5】

身体に障害のある者に対して、受験の機会が確保されるとともに、身体に障害のある学生に対する施設・設備上および学修・生活上の支援体制の整備に努めていること。

【観点 9-1-5-1】身体に障害のある者に対して、受験の機会が確保されるよう努めていること。

【観点 9-1-5-2】身体に障害のある学生に対する施設・設備上および学修・生活上の支援体制の整備に努めていること。

【基準 9-1-6】

学生が主体的に進路を選択できるよう、必要な支援体制が整備されていること。

【観点 9-1-6-1】進路選択に関する支援組織や委員会が設置されていること。

【観点 9-1-6-2】就職セミナーなど、進路選択を支援する取組みを行うよう努めていること。

【基準 9-1-7】

学生の意見を教育や学生生活に反映するための体制が整備されていること。

【観点 9-1-7-1】学生の意見を収集するための組織や委員会が設置されていること。

【観点 9-1-7-2】学生の意見を教育や学生生活に反映するために必要な取組みが行われていること。

(9-2) 安全・安心への配慮

【基準 9-2-1】

学生が安全かつ安心して学修に専念するための体制が整備されていること。

【観点 9-2-1-1】実験・実習および卒業研究等に必要な安全教育の体制が整備されていること。

【観点 9-2-1-2】各種保険（傷害保険、損害賠償保険等）に関する情報の収集・管理が行われ、学生に対して加入の必要性等に関する指導が適切に行われていること。

【観点 9-2-1-3】事故や災害の発生時や被害防止のためのマニュアルが整備され、講習会などの開催を通じて学生および教職員へ周知されること。

教員組織・職員組織

10 教員組織・職員組織

(10-1) 教員組織

(専任教員：非常勤を除く、薬学教育を主たる担当とする教員)

【基準 10-1-1】

理念と目標に沿った教育・研究活動の実施に必要な教員が置かれていること。

【観点 10-1-1-1】専任教員数が大学設置基準に定められている数以上であること。

【観点 10-1-1-2】教育の水準の向上をより一層図るために専任教員数が大学設置基準に定められている数を大幅に超えるよう努めていること（例えば、1名の教員に対して学生数が10名以内であることが望ましい）。

【観点 10-1-1-3】専任教員について、教授、准教授、講師、助教の数と比率が適切に構成されていること。

【基準 10-1-2】

専門分野について、教育上および研究上の優れた実績を有する者、あるいは優れた知識・経験および高度の技術・技能を有する者のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関する教育上の指導能力と高い見識があると認められる者が、専任教員として配置されていること。

【観点 10-1-2-1】専門分野について、教育上および研究上の優れた実績を有する者が配置されていること。

【観点 10-1-2-2】専門分野について、優れた知識・経験および高度の技術・技能を有する者が配置されていること。

【観点 10-1-2-3】専任教員として、担当する専門分野に関する教育上の指導能力と高い見識があると認められる者が配置されていること。

【基準 10-1-3】

カリキュラムにおいて、専任教員の科目別配置等のバランスが適正であること。

【観点 10-1-3-1】薬学における教育上主要な科目において、専任の教授または准教授が配置されていること。

【観点 10-1-3-2】専任教員の年齢構成に著しい偏りがないこと。

【基準 10-1-4】

教員の採用および昇任が、適切に実施されていること。

【観点 10-1-4-1】教員の採用および昇任に関する適切な規程が整備されていること。

【観点 10-1-4-2】教員の採用および昇任においては、規程に基づき、研究業績のみに偏ることなく、教育上の指導能力等が十分に反映された選考が行われていること。

(10-2) 教育・研究活動

【基準 10-2-1】

理念と目標に沿った教育・研究活動が行われていること。

【観点 10-2-1-1】教員は、教育および研究能力の維持・向上に取組んでいること。

【観点 10-2-1-2】教員は、教育目標を達成するための基礎となる研究活動を行っていること。

【観点 10-2-1-3】教員の活動が、最近5年間における教育・研究上の業績等で示され、開示されていること。

【観点 10-2-1-4】薬剤師としての実務の経験を有する専任教員は、医療機関・薬局における研修などを通して、常に新しい医療に対応するための研鑽を行うよう努めていること。

【基準 10-2-2】

理念と目標に沿った研究活動が行えるよう、研究環境が整備されていること。

【観点 10-2-2-1】研究室が適切に整備されていること。

【観点 10-2-2-2】研究費が適切に配分されていること。

【観点 10-2-2-3】研究時間を確保するために、教員の授業担当時間数が適正な範囲内となるよう努めていること。

【観点 10-2-2-4】外部資金を獲得するための体制が整備されていることが望ましい。

(10-3) 職員組織

【基準 10-3-1】

教育・研究活動の実施を支援するため、職員の配置が学部・学科の設置形態および規模に応じて適切であること。

【観点 10-3-1-1】教育・研究活動の実施支援に必要な資質および能力を有する職員が適切に配置されていること。

【観点 10-3-1-2】教育上および研究上の職務を補助するため、必要な資質および能力を有する補助者が適切に配置されていることが望ましい。

(10-4) 教職員の研修

【基準 10-4-1】

教職員に対する研修（ファカルティ・デベロップメント、スタッフ・デベロップメント等）およびその資質の向上を図るための取組みが適切に行われていること。

【観点 10-4-1-1】資質向上を図るための組織・体制が整備されていること。

【観点 10-4-1-2】資質向上を図るための組織・体制が機能するよう努めていること。

【観点 10-4-1-3】理念と目標に沿った教育・研究活動を実施するため、教員の資質向上を図っていること。

【観点 10-4-1-4】理念と目標に沿った教育・研究活動を支えるため、職員の資質向上を図っていること。

【観点 10-4-1-5】教員と職員が連携して資質向上を図っていることが望ましい。

施設・設備

11 施設・設備

(11-1) 学内の学習環境

【基準 11-1-1】

理念と目標に沿った教育を実施するための施設・設備が整備されていること。

【観点 11-1-1-1】効果的教育を行う観点から、教室の規模と数が適正であること。なお、参加型学習のための少人数教育ができる教室が確保されていることが望ましい。

【観点 11-1-1-2】実習・演習を行うための施設（実験実習室、情報処理演習室、動物実験施設、RI教育研究施設、薬用植物園など）の規模と設備が適切であること。

【観点 11-1-1-3】実務実習モデル・コアカリキュラムに準拠した実務実習事前学習を実施するため、適切な規模の施設（模擬薬局・模擬病室等）・設備が整備されていること。

【観点 11-1-1-4】卒業研究の内容に相応しい施設・設備が適切に整備されていること。

【基準 11-1-2】

適切な規模の図書室・資料閲覧室や自習室が整備され、理念と目標に沿った教育・研究活動に必要な図書および学習資料などが適切に整備されていること。

【観点 11-1-2-1】適切な規模の図書室・資料閲覧室が整備されていること。

【観点 11-1-2-2】理念と目標に沿った教育・研究活動に必要な図書および学習資料（電子ジャーナル等）などが適切に整備されていること。

【観点 11-1-2-3】適切な規模の自習室が整備されていることが望ましい。

【観点 11-1-2-4】図書室・資料閲覧室および自習室の利用時間が適切に設定されていることが望ましい。

(11-2) 実務実習施設の学習環境

【基準 11-2-1】

実務実習モデル・コアカリキュラムに準拠した実務実習が、適正な指導者・設備を有する施設において実施されるよう努めていること。

【観点 11-2-1-1】実務実習が適正な指導者のもとで実施されるよう努めていること。

【観点 11-2-1-2】実務実習が適正な設備を有する実習施設において実施されるよう努めていること。

外部対応

1.2 社会との連携

【基準 1.2-1】

教育・研究活動を通じて、医療・薬学の発展および薬剤師の資質向上に貢献するよう努めていること。

【観点 1.2-1-1】 医療界や産業界と連携し、医療および薬学の発展に努めていること。

【観点 1.2-1-2】 地域の薬剤師会、病院薬剤師会、医師会などの関係団体および行政機関との連携を図り、薬学の発展に貢献するよう努めていること。

【観点 1.2-1-3】 薬剤師の資質向上を図るために卒後研修など生涯学習プログラムの提供に努めていること。

【観点 1.2-1-4】 地域住民に対する公開講座を開催するよう努めていること。

【観点 1.2-1-5】 地域における保健衛生の保持・向上につながる支援活動などを積極的に行っていことが望ましい。

【基準 1.2-2】

教育・研究活動を通じて、医療および薬学における国際交流の活性化に努めていること。

【観点 1.2-2-1】 英文によるホームページなどを作成し、世界へ情報を発信していること。

【観点 1.2-2-2】 大学間協定などの措置を積極的に講じ、国際交流の活性化のための活動が行われていることが望ましい。

【観点 1.2-2-3】 留学生の受入や教職員・学生の海外研修等を行う体制が整備されていることが望ましい。

点検

13 自己点検・評価

【基準 13-1】

適切な項目に対して自ら点検・評価し、その結果が公表されていること。

【観点 13-1-1】自己点検・評価を行う組織が設置されていること。

【観点 13-1-2】自己点検・評価を行う組織には、外部委員が含まれていることが望ましい。

【観点 13-1-3】自己点検・評価を行うに当たって、適切な項目が設定されていること。

【観点 13-1-4】設定した項目に対して自己点検・評価が行われていること。

【観点 13-1-5】自己点検・評価の結果がホームページなどで公表されていること。

【基準 13-2】

自己点検・評価の結果が教育・研究活動の改善等に活用されていること。

【観点 13-2-1】自己点検・評価の結果を教育・研究活動に反映する体制が整備されていること。

【観点 13-2-2】自己点検・評価の結果が教育・研究活動の改善に反映されていること。

(資料)

『基準』数および『観点』数				
大項目	中項目	『基準』数	『観点』数	
理念と目標	1 理念と目標	1	1	5
薬学教育カリキュラム	2 カリキュラム編成	2	25	8
	3 医療人教育の基本的内容	8		24
	4 薬学専門教育の内容	5		12
	5 実務実習	8		27
	6 問題解決能力の醸成のための教育	2		9
学生	7 学生の受入	3	16	8
	8 成績評価・進級・学士課程修了認定	5		16
	9 学生の支援	8		20
教員組織・職員組織	10 教員組織・職員組織	8	8	25
施設・設備	11 施設・設備	3	3	10
外部対応	12 社会との連携	2	2	8
点検	13 自己点検・評価	2	2	7
(合計数)		57	179	

